

経 済 産 業 省

平成 22・10・14 貿局第 1 号
経済産業省貿易経済協力局

「地方委譲貿易経済協力局関係事務の処理について（貿易審査課及び貿易審査課農水産室関係）」の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成 22 年 11 月 1 日

経済産業省貿易経済協力局長 厚木 進

「地方委譲貿易経済協力局関係事務の処理について（貿易審査課及び貿易審査課農水産室関係）」の一部改正について

「地方委譲貿易経済協力局関係事務の処理について（貿易審査課及び貿易審査課農水産室関係）」（平成 7 年 12 月 22 日付け 7 貿局第 606 号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成 23 年 1 月 4 日より施行する。

「地方委譲貿易経済協力局関係事務の処理について（貿易審査課及び貿易審査課農水産室関係）」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）
 地方委譲貿易経済協力局関係事務の処理について（貿易審査課及び貿易審査課農水産室関係）（平成7年12月22日付け7貿局第606号）

改正後	現行
<p>別添 1～8（略） 9 承認等に関する本省への報告は、<u>貿易審査課が別に定める書式及び報告方法に従い貿易審査課へ報告するものとする。</u></p> <p>各則 局において取り扱うこととされた事務の処理については、次の手続及び基準により処理するものとする。 （「 」は昭和48年8月8日付け48貿第14号（貿易局関係事務の委譲について）の各事務に付せられた番号をいう。以下同じ。） 「一、第2、<u>1（1）及び（2）</u>」の事務 本事務は、別に定める処理要領に従って処理すること。 <u>「一、第2、1（3）」の事務</u> 1. <u>事前確認証には、申請者の提出した輸出国管理当局等の発行した輸出許可書又は再輸出証明書の写しを添付し、割印を押印すること。</u> 2. <u>事前確認申請書の写し及び当該申請に係る書類を保管すること。</u> 「一、第2、2、（1）」の事務 1. （略） 2. <u>（ロ）</u>について （1）～（6）（略） （略） （略） （略）</p>	<p>別添 1～8（略） 9 承認等に関する本省への報告は、<u>各則又は別に定める処理要領に特別の定めがある場合を除き、上記5の（2）の（イ）並びに別紙様式1及び2により暦年の半期毎にとりまとめ半期終了後15日以内に送付すること。（処理件数が0の場合も報告すること。）</u> <u>ただし、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第69条の2第1項に規定する電子情報処理組織を使用して同項に規定する主務大臣の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録された輸入承認（輸入貿易管理規則（昭和24年通商産業省令第77号）別表第2で定める輸入承認証の交付をした場合を除く。）については、この限りではない。</u></p> <p>各則 局において取り扱うこととされた事務の処理については、次の手続及び基準により処理するものとする。 （「 」は昭和48年8月8日付け48貿第14号（貿易局関係事務の委譲について）の各事務に付せられた番号をいう。以下同じ。） 「一、第2、<u>1</u>」の事務 本事務は、別に定める処理要領に従って処理すること。 <u>（新設）</u> 「一、第2、2、（1）」の事務 1. （略） 2. <u>（ロ）及び（ハ）</u>について （1）～（6）（略） （略） （略） （略）</p>

- (略)
- (略)
- (略)
- (略)

(削る)

- (略)
- (略)
- (略)
- (略)

〔別紙様式1〕・〔別紙様式2〕 (略)